サービスの提供の記録の留意事項

事業者がサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録しなければならず、記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければなりません。

このサービスの提供の記録については、「サービス提供実績記録票(本市様式)」に加え、「提供したサービスの具体的内容に関する記録(任意様式)」を作成する必要があります。

ここでは、<u>「提供したサービスの具体的内容に関する記録(任意様式)」の</u> 作成にあたっての留意事項を解説します。

1 本留意事項の対象となる事業者について

- (1) 障害福祉サービス事業者
 - ① サービスの提供の記録に関する根拠規定

(基準省令(※1)第19条)

- ・指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、提供日、内容その他の必要な事項を、提供の都度記録しなければならない。
- ・指定居宅介護事業者は、記録に際しては、支給決定障害者等から指 定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。
- ② 心身の状況等の把握に関する根拠規定

(基準省令(※1)第16条)

・指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者 の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は 福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

② 該当する事業種類

•居宅介護

(基準省令第 16 条及び第 19 条)

- •重度訪問介護
- (基準省令第43条により準用する第16条及び第19条)
- ・同行援護及び行動援護(基準省令第43条により準用する第16条及び第19条)
- •短期入所
- (基準省令第125条により準用する第16条及び第19条)
- ・重度障害者等包括支援(基準省令第136条により準用する第16条及び第19条)
- •移動支援

(札幌市移動支援事業事業者登録要綱第5条)

「提供したサービスの具体的内容に関する記録」について

「提供したサービスの具体的内容に関する記録」とは、各事業者が任意の 様式を用いて運用しており、事業所によって、サービス提供記録や実施記 録、支援記録などと呼ばれているものであり、サービスの具体的な内容を 記す重要な書類であると考えています。

(1) 報酬請求の根拠となることについて

指定障害福祉サービスの報酬の対象となる適正なサービスを提供した ことを挙証する書類であり、報酬請求の根拠となる書類である。

そのため、記録に何らかの記載漏れ等の不備があり、適正なサービスを 提供したことが確認できない場合には、報酬返還の対象となる場合がある。

(2) サービス提供責任者の責務について

サービス提供責任者等は、従業者に記録の重要性について周知を図ると ともに、従業者が適正にサービス提供を行い、かつ適正な記録を作成して いることを確認しなければならない。

(3) 記載不備の対応について

何らかの記載不備が認められた場合には、原則として報酬を請求するま でに、必要な対応を講じること。

3 記録すべき事項について

「提供したサービスの具体的内容に関する記録」は、事業所として任意に 定める様式で作成するが、適正なサービスを提供したことが確認できるよう 下記①~⑥の事項を記載すること

①サービスの提供日及び提供時間

- ④提供した具体的なサービス内容 ※3
- ②利用者名及びサービスを提供した従業者名 ⑤利用者の心身の状況 ※4

③サービスの種類 ※2

⑥その他利用者へ伝達すべき必要事項

③サービスの種類

例えば、居宅介護の場合、身体介護・家事援助・通院等介助・通院等 乗降介助の別(身体介護を伴う場合かを含む)を記載しなければならな

※3 ④提供した具体的なサービス内容

例えば、身体介護中心型の報酬を請求している場合は、当然、提供し た具体的な身体介護サービスの内容が記載されていなければならない。 また、提供した具体的なサービス内容が記録されていても、個別支援 計画に従ったサービスではないなど、適正なサービスを提供したと確認 できない場合は、報酬の返還対象となる場合がある。

※4 ⑤利用者の心身の状況

利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス 又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていることがわかる記録 を残すこと。

4 記録における注意点について

(1) 利用者の押印について

事業所として利用者の確認印の欄を設けた「提供したサービスの具体的内容に関する記録」の様式を使用している場合は、利用者からの確認の押印を受けることが望ましい。また、後日一括して記録を作成し、まとめて利用者から押印を受けるなどの対応は、不適切である。

(2) 記録の訂正について

従業者が事業所に提供したサービスの具体的内容に関する記録を持ち帰った後などに、当該記録に記載不備や誤りが判明した場合、利用者に説明の上、訂正印を得るなど、適切な対応をとること。

また、複写式の用紙を使用している場合には、利用者に渡した記録(控え)についても、利用者に説明の上、必要な訂正等を行うこと。

(3) 保存期間について

利用者に対するサービス提供の記録の保存期間は、提供した日から5年間である(基準省令第42条)。

5 移動支援サービスの提供記録について

(1) 記録する内容について

移動支援費の支給対象となる適正なサービス提供内容が具体的に確認 できる記録であることが必要であり、居宅介護等の障害福祉サービスと同 様の提供したサービスの具体的内容に関する記録を作成すること。

(2) 目的地等の記載について

移動支援サービスの対象となる外出であることが確認できるよう、移動の目的地等を記載するとともに、移動手段も記載すること。

(3) サービス提供が確認できない場合について

適正なサービスを提供したことが確認できない場合には報酬返還の対象となる場合がある。

※1基準省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)